

男女共同参画プロジェクトチーム
ジェンダー平等の実現に向けた提言
～世界のフロントランナーとなるための4つ（教育・経済・政治・健康）の戦略～

令和4年7月28日 全国知事会

近年、諸外国におけるジェンダー平等への対応が加速する中、我が国においては男女間格差是正のスピードが遅く、先進国の中では大きく後塵を拝している。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化による女性の雇用や生活への影響は深刻化しており、誰もが幸せに暮らし働ける社会の実現に向けて早急な対応が求められる。

このため、その障壁となっている社会に根強く残る固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消を進め、4つの分野（教育・経済・政治・健康）において戦略的に取り組むことが必要である。

これらを踏まえ、政府に対して以下のとおり提言を行うものである。

【第1部】ジェンダー平等を実現するために

（教育分野）

提言1 ジェンダー平等の実現に向けた教育・学習の充実及び意識改革の促進

（経済分野）

提言2 雇用等における男女の均等な機会・待遇の確保

（政治分野）

提言3 政治分野における女性の参画促進

（健康分野）

提言4 生涯を通じた健康支援の強化

【第2部】あらゆる暴力を根絶し、様々な困難を克服するために

提言5 暴力の根絶に向けた対策の推進

提言6 生活上の困難に対する支援

【第3部】地方で女性も活躍できる環境を整備するために

提言7 女性活躍の推進に地方が本気で取り組むための十分な財源の確保

【第1部】ジェンダー平等を実現するために

（教育分野）

提言1 ジェンダー平等の実現に向けた教育・学習の充実及び意識改革の促進

（1）固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消に向けた取組の促進

性別にかかわらず誰もが持つ無意識の思い込みへの気づきを促し「アンコンシャス・バイアス」への対処法を広く周知・啓発するため、メディアミクスによる政府広報の展開等取組を強化すること。

（2）男女共同参画社会の実現に向けた教育・学習の推進

中長期的視点で児童生徒に家族などへの感謝や愛情の育み、絆の大切さも含めたライフデザイン形成に関する学習を義務化するとともに、小さい頃から「性別にかかわらず誰もが互いに尊重し合い、共に支え合い、社会に貢献する」という教育・学習を推進すること。

（3）教育分野における女性の参画拡大 【新規】

すべての教職員が仕事と生活の両立ができるよう、勤務時間管理の徹底や担うべき業務の明確化等、働き方改革を推進すること。さらに、女性教員の管理職登用を促進するため、様々な経験や役割を担う機会の確保などキャリアアップに向けた積極的な取組に対する支援を行うこと。

（4）地域における男女共同参画の推進（自治会、防災分野等） 【新規】

自治会やPTA等のリーダーは男性が多く、また、防災活動は男性が担うことが多い。地域活動に女性の意見を取り入れるため、根強い固定的な性別役割分担意識を解消するとともに、地域における女性のリーダー育成や防災に関する施策・意思決定の場への参画及び自主防災組織や避難所運営等において責任ある役割を女性も担うなど、防災分野での女性の活躍促進に向けた取組に対する支援を行うこと。

（経済分野）

提言2 雇用等における男女の均等な機会・待遇の確保

（1）女性の正社員化・賃金向上

女性の正社員化・賃金向上を進め、男女間の格差解消と地方の企業の大半を占める中小企業・小規模事業者等における女性活躍の促進を加速する実効性ある取組を進めること。若年女性の地方定着を促進するためにも、最低賃金の地域間格差の是正を進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスや生産性向上等に取り組む中小企業等へインセンティブを付与する等、支援を充実すること。

（2）女性のデジタル人材の育成 【新規】

デジタル化社会の中で、女性が経済的に自立するとともに快適かつ安全な生活を送るためには、デジタルスキル向上とデジタル分野への就労支援の取組が重要である。

国においては、「女性デジタル人材育成プラン」を策定し、デジタルスキル習得支援及びデジタル分野への就労支援の両面からの取組を強力に推進するとされたことから、同プランに基づく施策を着実に推進するとともに、地域女性活躍推進交付金を拡充し地方での取組をしっかりと後押しすること。

また、デジタル技術の開発と活用に関しては、例えば、AIは過去の経験値から解を導くため、これまでの固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を助長する可能性もあることから、このような観点も考慮の上、誰もが利用し、開発に参画できるよう、女性デジタル人材育成の推進を図ること。

(3) 男女共同参画の視点を踏まえた調査・分析

女性活躍に関する都道府県単位でのきめ細かい調査結果の公表・分析等がなされていないため、若年女性が個性と能力を発揮できる環境の整備や魅力的な地域づくりなど若年女性の地方定着・回帰策を検討するにあたり、地域の実情を踏まえ各都道府県・市町村単位の比較ができるよう各種既存統計の見直しを一層進めること。

(4) 男性の育児休業の取得促進

育児休業取得を社会全体で応援する意識醸成を進めるとともに事業主、雇用者双方に育児休業制度の正しい理解を促進すること。また、育児休業による減収が生じないよう、育児休業給付金の給付率の引上げや独自の支援制度を創設する企業に対する支援等を行うこと。

(5) 幼児教育・保育の完全無償化

女性が出産・子育てを理由に離職せず仕事と両立できるよう支援するとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、3歳未満児も含む幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現すること。

(6) 中小企業等における柔軟な働き方の導入の推進 【一部新規】

中小企業・小規模事業者等における女性の就業継続、正社員化、管理職登用を積極的に進めるため、誰もが子育てや介護、不妊・病気治療等、生活と仕事を両立できるよう長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の導入を進めるとともに男性の家庭参画への理解促進を図ること。

(7) 男女共同参画の視点に立った税制や社会保障制度等の整備 【新規】

被用者保険（厚生年金、健康保険）の保険料負担が生じる130万円の壁（手取り額の減少による段差）により、就業時間や日数を調整する「就業調整」が女性の活躍を妨げている要因の一つとなっていることから、就業者の多様な属性に配慮しつつ、働く女性の意欲を促進し働き方やライフスタイルの選択を阻害しない制度となるよう、税制や社会保障制度等の不断の見直しを行うこと。

（政治分野）

提言 3 政治分野における女性の参画促進

（1）政治分野における女性の参画促進

日本では特に政治分野における女性の参画が低い、国際的には「クオータ制」の導入等により、女性の政治への参画が進んでいる状況に鑑み、「政治分野における男女共同参画推進法」の実効性ある取組を進めること。

（健康分野）

提言 4 生涯を通じた健康支援の強化

（1）職場等における女性の健康に関する理解促進 【新規】

妊娠・出産、更年期障害等、女性特有のライフイベントに起因する望まない離職を防ぎ仕事との両立を図るためには、職場の理解が重要であることから、働く女性の健康に関する研修や正しい情報の啓発を促進すること。

（2）リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）に関する意識の浸透 【新規】

望まない妊娠について女性の自己決定権を尊重し、かつその負担を少しでも軽くすることを目指して、相談支援や健診等を通し将来の妊娠のための健康管理について誰もが年代に応じて学ぶことができる機会を増やすこと。

【第2部】あらゆる暴力を根絶し、様々な困難を克服するために

提言 5 暴力の根絶に向けた対策の推進

（1）暴力の根絶に向けた啓発、教育、学習の充実 【一部新規】

あらゆる暴力は重大な人権侵害であり根絶すべきものである。加害者や被害者、傍観者を生まないために正しい認識が浸透するよう教育の機会を確保するとともに、「女性に対する暴力をなくす運動」等の啓発活動に対する財政支援を講ずる等、若年層を対象とする予防啓発を拡充すること。

（2）DV被害者に対する保護体制の充実 【一部新規】

相談から自立支援に至るまで、当事者に寄り添ったきめ細かい支援を実施するためには地域における民間団体との連携が必要であるが、地方においては行政と連携が可能な民間団体やマンパワーが不足しているため、都市部のNPOが持つ団体や人材育成のノウハウを地方が共有し活用できる仕組みづくりを行うなど全国的なサービスの平準化を検討すること。

（3）性犯罪・性暴力被害者のための相談体制の充実 【一部新規】

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける24時間365日オンコール体制を整えるための相談員の確保と支援体制の充実及びメール、SNS等を

活用した相談体制の充実に向けた支援を拡充すること。また、国が設置しているコールセンターについては、令和5年度以降も継続して実施すること。

さらに、AV出演被害防止・救済法の相談体制については、国において相談専用ダイヤルを設置するとともに、新たな業務を担うこととなるワンストップ支援センターの人員体制や関係機関とのさらなる連携体制等の強化を図るために必要な財政的支援、相談者対応に向けた情報提供及び助言などの支援を十分に行うこと。

提言6 生活上の困難に対する支援

(1) コロナ下で不安を抱える女性への支援 【一部新規】

コロナ下で失業や収入の減少、家事・育児負担の増加等、女性を取り巻く環境は厳しさを増している。望まない孤独・孤立で不安を抱える女性が、社会との絆・繋がりを回復することができるよう支援を継続すること。デジタルを利用できる環境が整わない等、情報弱者がいることを念頭に支援を必要としている方に確実に支援が届くよう有効な周知方法を検討すること。また、男女共同参画センター等のSNS等による相談機能の充実等に伴う人的配置や環境整備等への支援を行うこと。

(2) 学校等における生理用品の無償提供の恒久化及び非課税化 【一部新規】

コロナ下における女性の経済的困難により顕在化した、いわゆる「生理の貧困」については、女性の健康と人権を守るために全ての学校等における生理用品の無償提供の恒久化を検討すること。さらに、女性特有の生理は心身の不調や仕事など行動への影響に加えて金銭的負担もあり女性への負担が大きいことから、生理用品の非課税化を検討すること。

(3) ひとり親家庭の生活基盤の確保

一人で子育てと生計を担うひとり親は、非正規雇用労働者が多いことなどから経済的基盤が弱く、新型コロナのような社会経済の影響を強く受けやすいため、養育費確保制度の創設や児童扶養手当等各種給付金の増額など支援を強化すること。

(4) LGBT等の多様な性的指向・性自認への理解促進

性的指向・性自認の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる社会の実現に向けて、総合的に調整する所管府省庁を定めること。また、性的指向・性自認に関する正しい理解の促進や当事者等が安心して暮らせる環境づくりを推進するため、全国統一の方針や取組内容を提示すること。

【第3部】 地方で女性も活躍できる環境を整備するために

提言7 女性活躍の推進に地方が本気で取り組むための十分な財源の確保

(1) 地域女性活躍推進交付金の充実

事業成果の定着を図るための十分な財源確保と複数年の継続事業も交付対象とする

等、柔軟で使いやすい運用を図ること。特に地域においては、中小企業・小規模事業者等における女性活躍が課題となっており、地域女性活躍推進交付金により支援を強化すること。

(2) 女性活躍応援基金（仮称）の創設

地域の実情に合わせた独自施策の展開を継続的に可能とする「女性活躍応援基金（仮称）」を創設すること。